福井県高等学校等奨学生推薦基準

教育の機会均等の趣旨に基づき、経済的に困難な者に修学援助するものである。

1　人物について

学校活動その他生活の全般を通じて、態度・行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

2　健康について

健康診断は、健康上の事由により修学上支障があるか否かを基準として次のいずれかにより判定し、修学上支障がない者を推薦するものとし、修学に十分耐え得ると認められること。

また、（２）については、その旨を本人に指示して実施するものとし、「福井県奨学生願書」の所見欄に記入すること。

（１）定期健康診断による場合

学校保健法による定期健康診断の結果により、医師が修学上支障がないと判断した者。ただし、第１学年に在学する者については、入学者選抜の健康診断によることができる。

（２）医師の健康診断による場合

上記（１）の健康診断によることができないときは、医師が健康診断を行い、その結果により修学上の支障の有無について判断した者。

3　学力について

特に基準を定めず、勉学意欲の旺盛な者であり、標準修業年限を通して勉学する意思のある者を対象とする。

4　家計について

（１）父と母双方、または父母に代わって家計を支えている者（以下「家計支持者」という。）の１年間の認定所得金額が別表第１の収入基準額以下であること。ただし、認定所得金額が収入基準額を超える者についても「５　特例推薦について」の（２）に該当する者は、特例として推薦することができる。

（２）前項の認定所得金額とは、家計支持者の金銭、物品等の１年間の収入金額から必要経費（給与所得の場合は、別表第２に掲げる算式により算出した控除額）を控除した所得金額に、別表第３の特別控除額を控除した残りの金額とする。

5　特例推薦について

（1）　学力

特に基準を設けないものとする。

（2）　家計

「4　家計について」（1）のただし書きの者のうち、収入基準額を超える金額が収入基準額の１０％以内の者であって、次の各号の一に該当し、かつ、人物･学力ともに特に優れていると認められる者

① 原子爆弾による被爆者の子女
② 長期療養者のいる世帯に属する者
③ 災害、病気、その他の事由により家計支持者を失った者
④ 中国帰国孤児の子女
⑤ 障害者および障害者のいる世帯に属する者

6　通学奨学金について

１か月の通学定期代が、６，０００円以上であること。

7　推薦について

適格者の選考に当たっては、人物、健康、学力および家計の基準のすべてに該当するか否かを検討すること。

8　他の奨学金（福井県きぼう応援奨学金は除く）の受給（予定）者について

できるだけ多くの者に高校教育を受ける機会を与えるとする貸与制度の趣旨により、福井県の修学奨学金は貸与しないものであること。ただし、通学奨学金のみの貸与については、この限りでない。

別表第１　収入基準額表

区分		収入基準額	備考
世帯人数	１人	103 万円以下	世帯人員が７人を超える場合は、１人増すごとに１１万円を世帯人数７人の収入基準額に加算する。
	２人	165 万円以下	
	３人	190 万円以下	
	４人	206 万円以下	
	５人	221 万円以下	
	６人	234 万円以下	
	７人	246 万円以下	

別表第２　給与所得の場合における控除額

給与所得控除額算定式Ａ

年間収入金額	控除額
400 万円以下の場合 （ただし、**収入金額が** 268 万円未満の控除額は収入金額と同額である）	年間収入金額×0.2＋214 万円
400 万円を超え 781 万円以下の場合	年間収入金額×0.3＋174 万円
781 万円を超える場合	408 万円

※　収入金額は万円未満を切り捨て、控除額は万円未満を四捨五入する。

給与所得控除額算定式Ｂ

年間収入金額	控除額
65 万円以下	年間収入金額と同額
65 万円を超え 180 万円以下 （ただし、**控除額が** 65 万未満の場合は 65 万円）	年間収入金額×0.4
180 万円を超え 360 万円以下	年間収入金額×0.3＋18 万円
360 万円を超え 660 万円以下	年間収入金額×0.2＋54 万円
660 万円を超え 1,000 万円以下	年間収入金額×0.1＋120 万円
1,000 万円を超え 1,500 万円以下	年間収入金額×0.05＋170 万円
1,500 万円を超える場合	245 万円

別表第３　特別控除額表　　（単位：万円）

区分	特別の事情	特別控除額				
世帯対象控除	(1)母子・父子世帯　※1					99
	(2)就学者のいる世帯 （就学者１人につき） ※2、※3	小学校				31
		中学校				46
					自宅通学	自宅外通学
		高等学校		国･公立	39	69
				私　立	88	118
		高等専門学校	国・公立	1～3 年次	39	69
				4･5 年次	43	72
			私　立	1～3 年次	88	118
				4･5 年次	87	116
		大　学		国･公立	74	121
				私　立	133	180
		専修学校	高等課程	国･公立	39	69
				私　立	88	118
			専門課程	国･公立	36	81
				私　立	102	147
	(3)障害のある人がいる世帯	障害のある人１人につき				99
	(4)主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別な支出している年間金額 ただし、71 万円を限度とする				
	(5)長期に療養を必要とする人のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
	(6)火災・風水害または盗難などの被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生産手段(田･畑･店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額				
本人対象控除	年間交通費（通学奨学生のみ）	１ヵ月の定期代×１２月				
	出願者本人を対象とする控除				自宅通学	自宅外通学
		高等学校		国･公立	39	69
				私　立	88	118
		高等専門学校	国・公立	1～3 年次	39	69
				4･5 年次	43	72
			私　立	1～3 年次	88	118
				4･5 年次	87	116
		専修学校	高等課程	国･公立	39	69
				私　立	88	118

備考１　控除については、該当する特別の事情が２以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。

※1「(1)母子・父子世帯」の控除は下記の世帯構成の場合に適用とする。

・母または父と就学等により経済力のない子の世帯
・母または父と就学等により経済力のない子および 60 歳以上の経済力のない祖父母の世帯
・就学等により経済力のない子および 60 歳以上の祖父母の世帯
・配偶者のない兄弟と就学などにより経済力のない子および 60 歳以上の経済力のない祖父母の世帯

「経済力のない祖父母の世帯」とは、各々の前年の所得金額が 50 万円以下の祖父母のことをいう。

※2「(2)就学者のいる世帯」による控除は、申込者を除く世帯員を対象とする。

※3「(2)就学者のいる世帯」の「大学」には、短期大学・大学院を含む。

備考２　就学者控除の特例

子ども（就学者、就学前の子。申込者本人を含む。）が２人を超える世帯について、その超える人数につき申込者本人に係る特別控除額に<u>更に５０万円を増額した</u>金額を乗じた額を控除できる。

※本人（国公立自宅通学…控除額３９万円）で

（例１）こども２人世帯の場合→[（３９＋５０）万円×（２－２）人]＝　０万円

（例２）こども３人世帯の場合→[（３９＋５０）万円×（３－２）人]＝８９万円の控除を更に受けられる